



脱炭素技術等による工場・事業場の省CO2化加速事業（SHIFT事業）の 省CO2型システムへの改修支援事業の詳細要件（案）

令和8年2月時点

令和8年3月13日更新

※あくまでも現時点での案であり、公募開始時には変更している可能性があります。

地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室



制度の詳細要件 (省CO2型システムへの改修支援事業)

自主的対策によるCO2削減について

- 令和7年度のSHIFT事業では、補助対象設備の点検・運用改善の実施を必須の要件としておりましたが、これを変更し、補助対象設備に追加して行うCO2削減対策または自主的対策※1の検討を必須の要件といたします。

※1 自主的対策とは、以下①、②の対策があります。

①補助対象外経費で導入する設備機器（太陽光発電設備の導入等）

②補助対象外経費で実施する運用改善（~~再エネ電力への切り替え~~既存設備の改造等）

※再エネ電力への切り替え等は自主的対策とは認められないため修正しました（3/13）

- また、自主的対策を事業期間内に実施する場合は、その削減効果をCO2排出削減量として算入しても良いことといたします。

【令和7年度補正予算および令和8年度当初予算】 ※赤字が令和7年度からの変更点

CO2排出削減量 = 補助対象の対策※2によるCO2削減量 + 自主的対策によるCO2削減量

CO2削減率 = CO2排出削減量 / 基準年度CO2排出量

※2 補助対象設備に追加して行うCO2削減対策（部分更新・機能付加等）を含む。

ただし、自主的対策によるCO2削減量は、工場・事業場の基準年度排出量の5%以下（主要なシステム系統の場合、主要なシステム系統の10%以下）とします。

■ 燃料・エネルギー供給設備機器の取扱いについて

→これまでは、燃料・エネルギー供給設備機器はエネルギー使用設備機器の付属設備として導入する場合のみ補助対象としていましたが、令和7年度補正予算では、燃料転換に併せた燃料・エネルギー供給設備機器の導入のみでも補助対象とします。

※ただし、削減率や費用対効果等の要件を満たす必要があります。

■ 更新設備の能力について

→これまでは、更新後の設備は既存設備と同程度以下の能力・出力である必要がありましたが、令和7年度補正予算ではある程度の能力増加でもCO2削減が見込めるようであれば認めることとします。

■ 太陽光発電設備の取扱いについて

→太陽光発電設備は補助対象外とします。ただし、太陽光発電設備の導入によるCO2削減効果を自主的対策として削減量に算入することは認めます。

■ 支援機関が工事請負先となることについて

→DX型CO₂削減対策実行支援事業（以下：DX型）に採択された案件について、事業終了後に省CO₂型システムへの改修支援事業（以下：システム改修）へ応募する場合、令和7年度のSHIFT事業では、DX型の支援を担当した支援機関が、同じ案件のシステム改修における工事請負先となることは認められていませんでした。

令和7年度補正予算では、これを変更しDX型の支援を担当した支援機関が、同じ案件のシステム改修における工事請負先となることを認めます。

※ただし、システム改修の工事請負先となった支援機関が事務連絡先として応募することはできません。

